

第15回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議（持ち回り開催）

財務省

令和7（2025）年6月30日

検討事項

1. 既採択研究における申出内容の変更について

1 . 既採択研究における申出内容の 変更について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第2期共同研究の深尾教授チーム、第3期共同研究の齊藤教授チーム及び澤田教授チームより、申出内容の変更について申出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要になるため、ご意見を賜るものである。変更の概要は下記のとおり。

①利用する輸出入申告データのデータ期間の追加

従来は2014年～2022年のデータが利用可能であったところ、新たに2023年分のデータの追加を希望

※ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更（略）

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について

第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、財務省が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。

3 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更

代表者になっている申出者が**研究計画の遂行のために、利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を希望する場合**、追加又は変更が必要な理由等を記載した記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。なお、財務省は、1(2)の規定に準じて、**記載された理由等が研究計画と整合的であるか審査を行い、追加又は変更の可否について決定**する。